

## 2 国際観光学科の英語資格特待生（減免奨学生）制度について

国際観光学科では、グローバル社会にふさわしい人材を育成するため、英語のスキルを更に磨くためのプログラムと授業料減免制度を設けています。  
**次の資格（またはスコア）を取得している方には、「英語資格入試」をおすすめします。**ハイレベルな英語教育プログラムで入学後もスコアアップを目指しましょう！

英語資格 S 授業料 100%免除	日本国籍を有する者で出願時に、実用英語技能検定2,300点以上、TOEIC (L&R/S&W) 1,560点以上、GTECオフィシャルスコア1,190点以上、ケンブリッジ英語検定160点以上、TEAP309点以上、TEAP CBT600点以上、TOEFL iBT 72点以上、IELTS 5.5以上、のいずれかを取得、得点した者。有効期限:1年間(2年次以降の継続条件は以下を参照)
英語資格 A 授業料 75%免除	日本国籍を有する者で出願時に、実用英語技能検定1,950点以上、TOEIC (L&R/S&W) 1,150点以上、GTECオフィシャルスコア960点以上、ケンブリッジ英語検定140点以上、TEAP225点以上、TEAP CBT420点以上、TOEFL iBT 42点以上、IELTS 4.0以上、のいずれかを取得、得点した者。有効期限:1年間(2年次以降の継続条件は以下を参照)
英語資格 B 授業料 50%免除	日本国籍を有する者で出願時に、実用英語技能検定1,700点以上、TOEIC (L&R/S&W) 625点以上、GTECオフィシャルスコア690点以上、ケンブリッジ英語検定120点以上、TEAP135点以上、TEAP CBT235点以上、のいずれかを取得、得点した者。有効期限:1年間(2年次以降の継続条件は以下を参照)



※TOEIC (L&R/S&W)については、TOEIC S&Wのスコアを2.5倍にして合算したスコアで判定する。

授業料減免の継続および在学中の新規採用基準（※他の本学の授業料減免制度との併用不可）

	入学時 授業料 減免率	1年次		2年次 〔下のスコアを〕 〔1年次中に取得〕		3年次 〔下のスコアを〕 〔2年次中に取得〕		4年次 〔下のスコアを〕 〔3年次中に取得〕		授業料減免率	
		TOEIC L&R/ TOEIC S&W	S (100%)	1560点以上	1600点以上	1600点以上	1600点以上	1600点以上	1600点以上	1600点以上	100%
換算スコア	A (75%)	1150点以上	1200点以上	1250点以上	1300点以上	1300点以上	1300点以上	1300点以上	75%	A	
	B (50%)	625点以上	715点以上	715点以上	810点以上	810点以上	810点以上	900点以上	25%	C	
			C2 625点以上715点未満	C3 715点以上810点未満	0%	0%	0%	C4 810点以上900点未満	0%	0%	

表の数値は、入学後の英語資格特待生の継続および新規採用基準（TOEIC スコア、もしくは CASEC の TOEIC 換算スコア、あるいは TOEFL iBT の TOEIC 換算スコア、及び本学が規定する IELTS の TOEIC 換算スコア）を示します。原則として、「英語資格」による授業料減免は、1年次の1年間に限定されていますが、2年次以降も基準のスコアを得点することにより、授業料減免の継続が可能です。

進級時に申請を行い、判定Sの条件をクリアすれば、国際観光学科所属学生はどのコースに所属していても「英語資格S」の授業料減免になります（毎年継続条件が課されます）。

「英語資格A」及び「英語資格B」の2年次以降の継続または新規採用については、表に示す条件に加え、**グローバルツーリズムコースに所属していることが条件となります。**判定Bの基準に届かなければ、授業料25%免除の「英語資格C」になります。つまり**表の判定条件がクリアできなかった**場合は、翌年度から免除率が下がるということです。例えば、1年次にB（50%）の学生が1年次の間に再び判定Bに届かなければ2年次はC（25%）に降格し、更に2年次の間でも判定Cに届かなければ3年次は授業料減免が取り消されてしまうということになります。

ただし、TOEIC スコアを得点する機会は複数回ありますので、何度もチャレンジすることができます。